

「不動産証券化協会認定マスター」認定者、2277名に

社団法人不動産証券化協会

社団法人不動産証券化協会（理事長：岩沙弘道 三井不動産株式会社代表取締役社長）は、第32回理事会（平成20年4月30日）において、第3期不動産証券化協会認定マスターおよびアソシエイトを認定しました（「マスター」の認定要件のうち実務経験要件のみを満たしていない者をマスターに準ずる「アソシエイト」として認定）。

マスター養成講座を修了した830名のうち、803名をマスター、27名をアソシエイトとして認定しました。また第1期、第2期アソシエイトのうち、実務経験要件を満たした10名を新たにマスターとして認定しました。その結果、平成20年4月30日現在の累計数は、マスター2,277名、アソシエイト40名、合計2,317名となりました。

不動産証券化協会認定マスターは、不動産証券化に携わるプロフェッショナルな人材の育成を目的として、平成18年に創設された資格であり、平成19年8月には「総合不動産投資顧問業」の登録申請における「判断業務統括者」の知識要件として規定されました。

また、平成19年9月に施行された金融商品取引法制の「不動産関連特定投資運用業」の登録要件として、「総合不動産投資顧問業」の登録を受けていることが定められたため、不動産投資市場においてさらに重要な意義を持つ資格となりました。

当協会が認定する多くの「不動産証券化協会認定マスター」が不動産投資市場のリーダーとして活躍し、市場の発展を担っていくものと期待しています。

マスター資格制度は、知識要件（当協会が実施する「マスター養成講座」の修了と筆記試験合格）、実務経験要件（金融業あるいは不動産業等における実務経験2年以上）、倫理行動要件（「マスター倫理規程」遵守誓約書の提出）の3つの要件を満たした者を、「不動産証券化協会認定マスター」として資格認定するものです。また、資格者は認定後も当協会が実施する継続教育に参加し、専門知識の更新や倫理行動モニタリングが義務付けられ、専門家に相応しい公正な倫理行動が求められます。

以上

この資料は 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております

<この件に関するお問い合わせ先>

社団法人不動産証券化協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-20 第16興和ビル北館1階

担当：深津、七沢 TEL：3505-8001 FAX3505-8007